

弁護士がレクチャーする!



連載 「知って得する法律知識」

井上晴夫法律事務所 弁護士 井上 晴夫

第6回 「従業員の起こした交通事故」

事例

当社では会社の車を私用運転することを禁止する規則があるにもかかわらず、当社の従業員が休日に会社の車を無断で私用運転し、人身事故を起こしてしまいました。この場合、事故を起こした従業員のみならず、当社も被害者に損害賠償する責任を負うのでしょうか。また、仮に当社が損害賠償義務を負う場合に、当社が賠償した損害を従業員に請求できるのでしょうか。

回答

事故を起こした従業員が民事上刑事上の責任を負うことになるのは当然ですが、会社も民事上の責任を負うのでしょうか。民法の使用者責任を負うのが問題となります(その他、自動車損害賠償保障法も問題となります)。

使用者責任は、使用者は従業員を使用し、事業活動を行っているのだから、事業の執行に伴って生じた損害も使用者に負担させようとするも

のです。そして、事業の執行に伴うかどうかは、被害者保護の観点から、被害者の目からみてどうみえるかを基準に判断することになります。

そのような観点から前段の事例を検討すると、休日の業務外の出来事なので事業の執行に伴うものではないようにも思えます。しかし、被害者の目からみると、会社の車を運転しての事故である以上、業務中の事故にみえます。ですので、今回の前段の事例では事業の執行に伴って生じた事故として会社が使用者責任を負うこととなります。これは、私用運転を禁止する会社の規則に違反して運転した場合であっても、被害者の目からみて業務中の行為にみえるので変わりません。

また、マイカーを社用運転中の事故の場合、会社がマイカーを社用に使用することを容認していたならば、会社は従業員を利用して事業活動を行っていたといえるので、会社は使用者責任を負うこととなります。会社が容認していたかどうかは、日常的にマイカーを業務に利用することを許可していたり黙認していたか、会社がガソリン代や維持費を支給していたり駐車場を提供していたかなどを総合して判断します。

では、このようにして会社が損害賠償金を支払った場合、会社は従業員

員に対し、その金額を会社に賠償するよう請求できるのでしょうか。従業員の起こした自動車事故が、著しいスピード違反や信号無視をしていないなど、いわば通常の自動車事故であれば、会社は従業員に請求できないでしょう。もちろん、法律上は従業員個人にも責任が生じますが、通常は会社が損害を負担してあげるべきです。

これに対して、飲酒運転や無謀運転による事故であれば、いくら業務中とはいえ会社が損害を負担すべきいわれはなく、会社は支払った損害額全額を従業員に請求できるでしょう。また、事故の過失度合いにかかわらず、私用運転を禁止する会社の規則に違反して運転し事故を起こした場合は、会社はある程度の金額を従業員に請求できるでしょう。

井上弁護士 プロフィール

昭和49年 大阪府八尾市生まれ
慶應義塾大学経済学部卒業
平成20年 井上晴夫法律事務所開業
専門は多重債務問題の他、事業承継や下請代金法等の中小企業法務、スポーツ法。経済学部卒業の経歴を活かし、若手ながら日弁連の中小企業支援プロジェクトチームに所属し、島根県においても事業承継ネットワークの地域担当弁護士を務める。